

令和8年6月2日

保護者 様

大津市立青山中学校  
校長 鷲 邦彦

## 気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置について（お知らせ）

平素は、本校教育にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では台風、地震、大雪等の非常変災時における生徒の安全確保について、下記の措置をとりますので、気象情報や防災上の注意事項に関する報道にご留意くださり、学校からの指示にご協力賜りますようお願い申し上げます。なお、下記の通り臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。ただし校長の判断で措置を行う場合は、tetoruでお知らせします。

記

### I 気象（暴風を含む警報、特別警報、**危険警報**）

- 1 当日の午前7時の時点で、大津市南部に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」、「**危険警報（警戒レベル4）**」が発表されている場合、その日は臨時休業とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に大津市南部で確実に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」「**危険警報（警戒レベル4）**」の発表が見込めるときは、校長の判断により臨時休業とすることがあります。その場合はtetoruにて措置の内容をお知らせします。
- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、大津市南部に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、tetoruにて必要に応じて始業時刻の繰り下げ又は臨時休業のお知らせをします
  - 警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。
  - 避難情報が発表され、本校（体育館）に避難所が開設されている。
  - その他、大雨や大雪等の影響により生徒の安全確保が難しい場合。

### II 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）の

地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

また、登校後に地震が発生した場合、学校防災マニュアルに従って速やかに避難させます。また下校についても通学路等の安全を確認のうえ適切な指示をします。状況によっては、引き渡しを行う場合もあります。

### III 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に

大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

### IV 熱中症

滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。また、翌日の部活動も停止とします。（土日祝日、夏季休業中）